

地域医療を担う公立病院の存続支援を求める意見書

少子高齢化や過疎化が進む地方においては、医療資源が乏しい中、不採算部門であるにもかかわらず、永年にわたって公立の病院・診療所が地域の医療を担い、地方に暮らす国民の生命と健康を守ってきた。

しかし、平成16年度の新臨床研修制度の導入によって、それまで頼りとしてきた大学病院の医師派遣機能が低下し、極端な医師不足となって地方の中核的な公立病院の経営を直撃し、廃院に追い込まれる事態も生じている。

このため、総務省においては、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」を策定し、すべての公立病院に平成20年度中の「改革プラン」作成を求めているが、経営の効率化を主眼とする対症療法的な対策だけでは、真に必要とされる「安心・安全な医療」を安定的に確保していくことは難しい。そこで、不足する医師をはじめ看護師や薬剤師等医療従事者の十分な数と質を確保するとともに、その偏在を是正するための抜本的な国策の実行と、公立病院の存続に努力する地方自治体への支援の実施が強く望まれるところである。

7月29日、政府は社会保障の機能強化のための緊急対策「5つの安心プラン」を取りまとめ、医師養成数を過去最大程度まで増員させるための具体的な方策や救急・産科・小児科医療の確保のための医師への直接的な財政支援などを検討するとともに、今年度中に新しい医師養成のあり方を検討すると報告されたが、国におかれては、その着実な実現を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域における一定期間の診療経験を付加するなど、医師のへき地等勤務促進策を実施すること。
- 2 研修医を各都道府県に満遍なく配置するための、新臨床研修制度の見直しにおける定員調整の仕組みを創設すること。
- 3 不採算部門への診療報酬面での支援を行うこと。
- 4 公立病院支援のための行政需要を的確に地方交付税算定に反映すること。
- 5 女性医師をはじめとする勤務医や看護職員等の勤務環境・労働条件の改善に向けた積極的な対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 参議院議長 内閣総務大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣	長官 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣	河野洋平 江田五月 麻生太郎 鳩山由紀夫 中川たけふ 舩橋元一 塩谷立
--	--	---